

○厚生労働省令第九十四号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第一条 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(指定の申請)</p> <p>第一条の二 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する指定試験機関の指定（同条第一項に規定する指定をいう。次項第四号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 試験事務（令第七条第一項に規定する試験事務をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする事務所の名称及び所在地</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(検査証票)</p> <p>第二条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。</p> <p>(登録手続)</p> <p>第三条 令第九条において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。次条及び第五条において「準用児童福祉法施行令」という。）第十六条の申請書は、第二号様式によるものとする。</p> <p>(児童福祉法施行規則の準用)</p> <p>第六条 児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準</p>
改正前	<p>(指定の申請)</p> <p>第一条の二 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第六条第二項に規定する指定試験機関の指定（同条第一項に規定する指定をいう。次項第四号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 試験事務（令第六条第一項に規定する試験事務をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする事務所の名称及び所在地</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(検査証票)</p> <p>第二条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。</p> <p>(登録手続)</p> <p>第三条 令第八条において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。次条及び第五条において「準用児童福祉法施行令」という。）第十六条の申請書は、第二号様式によるものとする。</p> <p>(児童福祉法施行規則の準用)</p> <p>第六条 児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準</p>

用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條の十五	(略)	令第六條	(略)
第六條の十六	法第十八條の九第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の九第一項	(略)
第六條の十九	(略)	(略)	(略)
第六條の二十第一項	法第十八條の十三第一項前段	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十三第一項前段	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十三第一項前段
第六條の二十第二項	法第十八條の十三第一項後段	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十三第一項後段	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十三第一項後段
第六條の二十一	法第十八條の十三第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十三第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十三第一項
第六條の二十二	令第八條	特区法施行令第九條において	特区法施行令第九條において

用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條の十五	(略)	令第六條	(略)
第六條の十六	法第十八條の九第一項	特区法第十二條の四第八項において準用する法第十八條の九第一項	(略)
第六條の十九	(略)	(略)	(略)
第六條の二十第一項	法第十八條の十三第一項前段	特区法第十二條の四第八項において準用する法第十八條の十三第一項前段	特区法第十二條の四第八項において準用する法第十八條の十三第一項前段
第六條の二十第二項	法第十八條の十三第一項後段	特区法第十二條の四第八項において準用する法第十八條の十三第一項後段	特区法第十二條の四第八項において準用する法第十八條の十三第一項後段
第六條の二十一	法第十八條の十三第一項	特区法第十二條の四第八項において準用する法第十八條の十三第一項	特区法第十二條の四第八項において準用する法第十八條の十三第一項
第六條の二十二	令第八條	特区法施行令第八條において	特区法施行令第八條において

第六條の二十三 第一項	法第十八條の十四前 段	特区法第十二條の五第八項に おいて準用する法第十八條の 十四前段	準用する令第八條
第六條の二十三 第二項	法第十八條の十四後 段	特区法第十二條の五第八項に おいて準用する法第十八條の 十四後段	
第六條の二十六 第一項	法第十八條の九第一 項	特区法第十二條の五第八項に おいて準用する法第十八條の 九第一項	
第六條の二十八	令第十一條	特区法施行令第九條において 準用する令第十一條	
第六條の二十九	令第十一條	特区法施行令第九條において 準用する令第十一條	
	令第十二條	特区法施行令第八條	
	令第十四條	特区法施行令第九條において 準用する令第十四條	
第六條の三十	法第十八條の十八第 一項	特区法第十二條の五第八項に おいて準用する法第十八條の 十八第一項	
第六條の三十五 第三号	法第十八條の六各号 のいづれに該当する かの別及び当該要件 に該当するに至つた	特区法第十二條の五第五項の 規定により国家戦略特別区域 限定保育士となる資格を有す ることとなつた	
(略)	(略)	(略)	(略)
第六條の三十四 第二号	法第十八條の五各号	特区法第十二條の五第四項各 号	
第六條の三十五 第一項	法第十八條の十九第 一項	特区法第十二條の五第八項に おいて準用する法第十八條の 十九第一項	

第六條の二十三 第一項	法第十八條の十四前 段	特区法第十二條の四第八項に おいて準用する法第十八條の 十四前段	準用する令第八條
第六條の二十三 第二項	法第十八條の十四後 段	特区法第十二條の四第八項に おいて準用する法第十八條の 十四後段	
第六條の二十六 第一項	法第十八條の九第一 項	特区法第十二條の四第八項に おいて準用する法第十八條の 九第一項	
第六條の二十八	令第十一條	特区法施行令第八條において 準用する令第十一條	
第六條の二十九	令第十一條	特区法施行令第八條において 準用する令第十一條	
	令第十二條	特区法施行令第七條	
	令第十四條	特区法施行令第八條において 準用する令第十四條	
第六條の三十	法第十八條の十八第 一項	特区法第十二條の四第八項に おいて準用する法第十八條の 十八第一項	
第六條の三十五 第三号	法第十八條の六各号 のいづれに該当する かの別及び当該要件 に該当するに至つた	特区法第十二條の四第五項の 規定により国家戦略特別区域 限定保育士となる資格を有す ることとなつた	
(略)	(略)	(略)	(略)
第六條の三十四 第二号	法第十八條の五各号	特区法第十二條の四第四項各 号	
第六條の三十五 第一項	法第十八條の十九第 一項	特区法第十二條の四第八項に おいて準用する法第十八條の 十九第一項	

第六條の三十六		法第十八條の十九第	特区法第十二條の五第八項に おいて準用する法第十八條の 十九第一項
一項		令第十七條第一項	特区法施行令第九條において 準用する令第十七條第一項
(略)	(略)	(略)	(略)

(読替規定)

第七條 法第十二條の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が
国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第一条第四項、
第一条の二第一項、第四条及び前条の規定の適用については、第一条
第四項、第一条の二第一項及び第四条中「都道府県知事」とあるのは
「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六
條の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二條の五第
十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」
という。）の長」と、同令第六條の十一から第六條の十六まで、第六
條の十八から第六條の二十まで、第六條の二十三、第六條の二十五か
ら第六條の二十九まで及び第六條の三十四から第六條の三十七まで中
「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六
條の二十六第一項中「、都道府県」とあるのは「、試験実施指定都市
」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

(試験実施指定都市における試験実施)

第八條 試験実施指定都市の長は、当該試験実施指定都市の長の管轄区
域を管轄する都道府県知事が保育士試験を年二回以上行う場合又は国
家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合を除き、法第十二條の五第
十二項の規定により認定区域計画に法第八條第二項に掲げる事項とし
て、当該都道府県知事と当該試験実施指定都市の長の合意により期間
を定めて当該期間内は当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域
限定保育士試験を行う旨が定められているときは、国家戦略特別区域

第六條の三十六		法第十八條の十九第	特区法第十二條の四第八項に おいて準用する法第十八條の 十九第一項
一項		令第十七條第一項	特区法施行令第八條において 準用する令第十七條第一項
(略)	(略)	(略)	(略)

(読替規定)

第七條 法第十二條の四第十二項の規定により試験実施指定都市の長が
国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第一条第四項、
第一条の二第一項、第四条及び前条の規定の適用については、第一条
第四項、第一条の二第一項及び第四条中「都道府県知事」とあるのは
「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六
條の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二條の四第
十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」
という。）の長」と、同令第六條の十一から第六條の十六まで、第六
條の十八から第六條の二十まで、第六條の二十三、第六條の二十五か
ら第六條の二十九まで及び第六條の三十四から第六條の三十七まで中
「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六
條の二十六第一項中「、都道府県」とあるのは「、試験実施指定都市
」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

(試験実施指定都市における試験実施)

第八條 試験実施指定都市の長は、当該試験実施指定都市の長の管轄区
域を管轄する都道府県知事が保育士試験を年二回以上行う場合又は国
家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合を除き、法第十二條の四第
十二項の規定により認定区域計画に法第八條第二項に掲げる事項とし
て、当該都道府県知事と当該試験実施指定都市の長の合意により期間
を定めて当該期間内は当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域
限定保育士試験を行う旨が定められているときは、国家戦略特別区域

限定保育士試験を実施するものとする。

(令第十二条の厚生労働省令で定める事項)

第九条 令第十二条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(令第十三条第六号の滞在者名簿)

第十条の二 令第十三条第六号の滞在者名簿は、第六号様式によるもの

とし、その作成の日から三年間保存するものとする。

2 令第十三条第六号の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一～三 (略)

3 令第十三条の厚生労働省令で定める事項は、滞在者の氏名、住所及び職業のほか、滞在者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。

(令第十三条第七号の周辺地域の住民)

第十条の三 令第十三条第七号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

2・3 (略)

第一号様式(第二条関係)

表 (略)

(略)

右の者は、国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

限定保育士試験を実施するものとする。

(令第十一条の厚生労働省令で定める事項)

第九条 令第十一条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(令第十二条第六号の滞在者名簿)

第十条の二 令第十二条第六号の滞在者名簿は、第六号様式によるもの

とし、その作成の日から三年間保存するものとする。

2 令第十二条第六号の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一～三 (略)

3 令第十二条の厚生労働省令で定める事項は、滞在者の氏名、住所及び職業のほか、滞在者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。

(令第十二条第七号の周辺地域の住民)

第十条の三 令第十二条第七号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

2・3 (略)

第一号様式(第二条関係)

表 (略)

(略)

右の者は、国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

(略)	第十二条の五 (略)	<p>8 児童福祉法第一章第七節(第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。)及び第四十八条の三第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p>
9	19 (略)	

第二号様式 (第三条関係)

国家戦略特別区域限定保育士登録申請書			
(略)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 90%;"> <p><input type="checkbox"/> 国家戦略特別区域法(以下「法」という)第12条の5第15項若しくは第17項から第19項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>その他</p> <p><input type="checkbox"/> 法第12条の5第8項において準用する児童福祉法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者</p> </td> </tr> </table>	(略)	<p><input type="checkbox"/> 国家戦略特別区域法(以下「法」という)第12条の5第15項若しくは第17項から第19項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>その他</p> <p><input type="checkbox"/> 法第12条の5第8項において準用する児童福祉法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者</p>
(略)	<p><input type="checkbox"/> 国家戦略特別区域法(以下「法」という)第12条の5第15項若しくは第17項から第19項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>その他</p> <p><input type="checkbox"/> 法第12条の5第8項において準用する児童福祉法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者</p>		
<p>私は、国家戦略特別区域保育士の登録を受けたので、上記事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠蔽していません。</p>			

(略)	第十二条の四 (略)	<p>8 児童福祉法第一章第六節(第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。)及び第四十八条の三第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p>
9	19 (略)	

第二号様式 (第三条関係)

国家戦略特別区域限定保育士登録申請書			
(略)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 90%;"> <p><input type="checkbox"/> 国家戦略特別区域法(以下「法」という)第12条の4第15項若しくは第17項から第19項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>その他</p> <p><input type="checkbox"/> 法第12条の4第8項において準用する児童福祉法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者</p> </td> </tr> </table>	(略)	<p><input type="checkbox"/> 国家戦略特別区域法(以下「法」という)第12条の4第15項若しくは第17項から第19項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>その他</p> <p><input type="checkbox"/> 法第12条の4第8項において準用する児童福祉法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者</p>
(略)	<p><input type="checkbox"/> 国家戦略特別区域法(以下「法」という)第12条の4第15項若しくは第17項から第19項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>その他</p> <p><input type="checkbox"/> 法第12条の4第8項において準用する児童福祉法第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者</p>		
<p>私は、国家戦略特別区域保育士の登録を受けたので、上記事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠蔽していません。</p>			

とを誓い、国家戦略特別区域法施行令第9条において準用する児童福祉法施行令第16条の規定に基づき申請します。
(略)

備考 (略)
(略)
備考 (略)

第四号様式 (第五条関係)

国家戦略特別区域限定保育士証書換え交付申請書
(略)
国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので、国家戦略特別区域法施行令第9条において準用する児童福祉法施行令第17条第1項の規定に基づき、書換え交付を申請します。
(略)

備考 (略)

第五号様式 (第五条関係)

国家戦略特別区域限定保育士証再交付申請書
(略)
国家戦略特別区域法施行令第9条において準用する児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。
(略)

備考 (略)

とを誓い、国家戦略特別区域法施行令第8条において準用する児童福祉法施行令第16条の規定に基づき申請します。
(略)

備考 (略)
(略)
備考 (略)

第四号様式 (第五条関係)

国家戦略特別区域限定保育士証書換え交付申請書
(略)
国家戦略特別区域法第12条の4第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので、国家戦略特別区域法施行令第8条において準用する児童福祉法施行令第17条第1項の規定に基づき、書換え交付を申請します。
(略)

備考 (略)

第五号様式 (第五条関係)

国家戦略特別区域限定保育士証再交付申請書
(略)
国家戦略特別区域法施行令第8条において準用する児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。
(略)

備考 (略)

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一条の三十二 法第六条の三第九項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。

第六条 法第十三条第三項第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 八（略）
- 九 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十 十三（略）

第二十五条の二十八（略）

- ②（略）
- ③ 法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 三（略）
- 四 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある市町村の設置した要保護児童対策地域協議会（市町村が地方公

改正前

第一条の三十二 法第六条の三第九項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。

第六条 法第十三条第三項第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 八（略）
- 九 保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十 十三（略）

第二十五条の二十八（略）

- ②（略）
- ③ 法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 三（略）
- 四 保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある市町村の設置した要保護児童対策地域協議会（市町村が地方公

共同体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

五・六（略）

第三十六条の八（略）

②（略）

③ 指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者でなければならない。

一（略）

二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立生活援助事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

三・四（略）

④（略）

第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（以下この号において「保育所等」という。）において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行う場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。以下この号において「一般型一時預かり事業」という。） 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ（略）

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（特

共同体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

五・六（略）

第三十六条の八（略）

②（略）

③ 指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者でなければならない。

一（略）

二 保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立生活援助事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

三・四（略）

④（略）

第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（以下この号において「保育所等」という。）において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行う場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。以下この号において「一般型一時預かり事業」という。） 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ（略）

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（特

区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この口及びハただし書において同じ。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士（当該一般型一時預かり事業を利用してゐる乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合にあつては、第一条の三十二に規定する研修と同等以上の内容を有すると認められるものを修了した者を含む。ただし書において同じ。）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

ハ（ホ）（略）

二 幼稚園又は認定こども園（以下この号において「幼稚園等」という。）において、主として幼稚園等に在籍している満三歳以上の幼児に対して一時預かり事業を行う場合（以下この号において「幼稚園型一時預かり事業」という。）次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ（略）

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に応じて、当該幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼稚園型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この口及びハただし書において同じ。）幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。）を有する者（以下この号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者であること。ただ

区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある一般型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この口及びハただし書において同じ。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士（当該一般型一時預かり事業を利用してゐる乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合にあつては、第一条の三十二に規定する研修と同等以上の内容を有すると認められるものを修了した者を含む。ただし書において同じ。）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

ハ（ホ）（略）

二 幼稚園又は認定こども園（以下この号において「幼稚園等」という。）において、主として幼稚園等に在籍している満三歳以上の幼児に対して一時預かり事業を行う場合（以下この号において「幼稚園型一時預かり事業」という。）次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ（略）

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に応じて、当該幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある幼稚園型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この口及びハただし書において同じ。）幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。）を有する者（以下この号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者であること。ただ

し、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

ハ・ホ (略)

三・四 (略)

第五十六条 (略)

② 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

一 (略)

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。)又は市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者を置くこと。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

三・五 (略)

し、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

ハ・ホ (略)

三・四 (略)

第五十六条 (略)

② 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

一 (略)

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士(特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。)又は市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者を置くこと。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

三・五 (略)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(職員)

第二十一条 (略)

25 (略)

6 看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある乳児院にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び次条第二項において同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

7 (略)

(母子支援員の資格)

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 (略)

二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある母子生活支援施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三十条第二項において同じ。）の資格を有する者

三5 (略)

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）を、嘱

改正前

(職員)

第二十一条 (略)

25 (略)

6 看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある乳児院にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び次条第二項において同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

7 (略)

(母子支援員の資格)

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 (略)

二 保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある母子生活支援施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三十条第二項において同じ。）の資格を有する者

三5 (略)

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）を、嘱

託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

(職員)

第三十八条 (略)

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 (略)

二 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
三(六)(略)

(職員)

第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士(特区法

第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童養護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項及び第四十六条において同じ。)、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2(7)(略)

(職員)

第四十九条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項及び第三項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内に

託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

(職員)

第三十八条 (略)

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 (略)

二 保育士(特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
三(六)(略)

(職員)

第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士(特区法

第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童養護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項及び第四十六条において同じ。)、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2(7)(略)

(職員)

第四十九条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項及び第三項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士(特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内に

ある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、
栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～15 (略)

(職員)

第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び第五項において同じ。）及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2～7 (略)

(職員)

第六十三条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設に

ある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、
栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～15 (略)

(職員)

第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び第五項において同じ。）及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2～7 (略)

(職員)

第六十三条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設に

あつては調理員を置かないことができる。

2-9 (略)

(職員)

第六十九条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある医療型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(職員)

第七十三条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童心理治療施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2-6 (略)

(児童生活支援員の資格)

第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

- 一 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立支援施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

二・三 (略)

あつては調理員を置かないことができる。

2-9 (略)

(職員)

第六十九条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある医療型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(職員)

第七十三条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童心理治療施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2-6 (略)

(児童生活支援員の資格)

第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

- 一 保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立支援施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

二・三 (略)

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一		別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
(略)	(略)	(略)	(略)
国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）	第十三条第六号の規定による滞在者名簿の備付け	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）	第十二条第六号の規定による滞在者名簿の備付け
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）		別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
国家戦略特別区域法施行令	第十三条第六号の規定による滞在者名簿の作成	国家戦略特別区域法施行令	第十二条第六号の規定による滞在者名簿の作成
(略)	(略)	(略)	(略)

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第五条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(従業者の員数)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 6 (略)

第六条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。

一 (略)

二 児童指導員及び保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又

改正前

(従業者の員数)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 6 (略)

第六条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。

一 (略)

二 児童指導員及び保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又

は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）

イ〜ハ (略)

三〜五 (略)

2 6 (略)

(従業者の員数)

第五十四条の二 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。） 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)

(従業者の員数)

第五十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内に

は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）

イ〜ハ (略)

三〜五 (略)

2 6 (略)

(従業者の員数)

第五十四条の二 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。） 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)

(従業者の員数)

第五十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内に

ある指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) 一以上

四〇六 (略)

2・3 (略)

(従業者の員数)

第六十六条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。) 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2・7 (略)

(従業者の員数)

ある指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) 一以上

四〇六 (略)

2・3 (略)

(従業者の員数)

第六十六条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士(特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。) 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2・7 (略)

(従業者の員数)

第七十一条の二 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2・3 (略)

第七十一条の二 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第六条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生

労働省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(従業者の員数)

第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)

イゝハ (略)

四ゝ六 (略)

2ゝ4 (略)

(従業者の員数)

第五十二条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 児童指導員及び保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)

イゝハ (略)

改正前

(従業者の員数)

第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)

イゝハ (略)

四ゝ六 (略)

2ゝ4 (略)

(従業者の員数)

第五十二条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 児童指導員及び保育士(特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)

イゝハ (略)

2 三
5 4 五
(略) (略)

2 三
5 4 五
(略) (略)

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第七条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(保育所等との連携)

第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

一～三 (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一～五 (略)

六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員（国家戦略特別区域小規模保育

改正前

(保育所等との連携)

第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

一～三 (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一～五 (略)

六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

事業者にあつては、乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の
幼児の区分ごとの利用定員)

七〇十一 (略)

(職員)

第二十三条 (略)

2 家庭的保育者(法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者
をいう。以下同じ。)は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する
都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(特
区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保
育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国
家戦略特別区域限定保育士)又は保育士と同等以上の知識及び経験を
有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当す
る者とする。

一・二 (略)

3 (略)

(職員)

第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士(特区法第十二条の五
第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつ
ては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育
士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならな
い。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第
十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事
業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数
の合計数に一を加えた数以上とする。

一・二 (略)

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(

七〇十一 (略)

(職員)

第二十三条 (略)

2 家庭的保育者(法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者
をいう。以下同じ。)は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する
都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国
家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「特区法」と
いう。)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的
保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る
国家戦略特別区域限定保育士)又は保育士と同等以上の知識及び経験
を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当
する者とする。

一・二 (略)

3 (略)

(職員)

第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士(特区法第十二条の四
第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつ
ては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育
士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならな
い。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第
十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事
業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数
の合計数に一を加えた数以上とする。

一・二 (略)

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(

法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 (略)

3 (略)

(職員)

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第十二条の第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一・二 (略)

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 (略)

3 (略)

(職員)

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育

法第六条の第三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 (略)

3 (略)

(職員)

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一・二 (略)

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の第三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 (略)

3 (略)

(職員)

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育

事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第八条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三号)の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(職員) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一 保育士 (国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第七号) 第十条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) の資格を有する者</p> <p>二〇九 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
改正前	<p>(職員) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一 保育士 (国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第七号) 第十条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) の資格を有する者</p> <p>二〇九 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。